

条例（素案）の概要

目的（第 1 条）

条例の目的は次のとおりとします。

- ・暴力団の排除に関し、基本理念を定めます。
- ・市、市民及び事業者の役割を定めます。
- ・暴力団の排除に関する施策を定めます。

これらによって、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目指します。

定義（第 2 条）

暴力団とは

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。法第 2 条第 2 号では「その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。

暴力団員とは

法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。法第 2 条第 6 号では「暴力団の構成員」と定義しています。

暴力団の排除とは

市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいいます。

基本理念（第 3 条）

暴力団の排除は、

- ①暴力団を恐れないこと
- ②暴力団に対して資金を提供しないこと
- ③及び暴力団を利用しないこと

を基本とし、市民、事業者、市、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体が相互に連携して、社会全体で暴力団を排除することとします。

市の役割（第 4 条）

市は、基本理念にのっとり、北海道や他の市町村、また、道警や北海道暴力追放センターなど関係する機関や団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとします。

市民の役割（第5条）

市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割（第6条）

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。

公共事業等に係る措置（第7条）

市は、市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとします。

また、公共事業等に係る契約の相手方に対し、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとします。

● 「市が実施する入札に参加させない等の必要な措置」とは、公共事業等の相手方が暴力団又は暴力団関係団体事業者でないことを確認し、これらの者であった場合には入札に参加させないほか、契約後に暴力団又は暴力団関係団体事業者であることが判明した場合の契約解除の設定などが考えられます。

● 「暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める」とは、市が契約する相手方に対し、その契約に関連するすべての契約について、暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めることや、契約後にその相手方が暴力団関係団体事業者であることが判明した場合の契約解除の設定を求めることなどをいいます。

● 「暴力団関係事業者」とは、暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者とします。

具体的には

- ・暴力団員が役員となっている事業者
- ・暴力団員の妻等や暴力団員と生計を共にしている者が取締役を務めているが、実質的には暴力団員が企業の経営権を有し資金を運用している事業者
- ・個人又は法人の役員等が、暴力団に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該事業者 など

公の施設に係る措置（第8条）

市は、公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。

●「暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置」とは、公の施設の使用、利用又は占有が暴力団の活動に利用されると認められる場合、使用等の許可はしないものとします。

既に使用等の許可をしている場合においても、使用内容が暴力団の活動に利用されると認められる場合は、使用許可の取り消し又は使用の停止を求めることができるものとします。

●暴力団の活動とは

例えば、暴力団組長の襲名披露パーティーや暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベントなど資金源獲得活動の一環として行われる各種興業その他公序良俗に反する会議などがあげられます。

市民及び事業者に対する支援（第9条）

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします

●支援の具体例としては、暴力団に関する相談等があった場合、内容に応じて、警察の相談窓口を紹介したり、北海道暴力追放センターや無料法律相談を活用することなどを助言します。

啓発活動（第10条）

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとします。

暴力団の威力利用の禁止（第11条）

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他暴力団の威力の利用をしてはならないこととします。

利益供与の禁止（第 12 条）

市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないこととします。

●市民が暴力団の威力利用や利益供与をした場合、その違反者については「罰則」は設けないこととします。

これは、道条例において、事業者に対し、同様の禁止行為の規定を設けていますが、その違反に対する罰則までは設けていませんので、北広島市民に対してだけ罰則を設けることは望ましくありません。また、違反に対して、その事実を確認することが必要となりますが、警察組織を持たない市がそのような確認を行うことは現実的に困難であるため、罰則は設けないこととします。

個人情報の収集及び提供（第 13 条）

市は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（氏名や住所、生年月日等）を収集することができることとします。

市では、条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、その収集した個人情報を警察その他関係機関に提供し、暴力団や暴力団員、暴力団関係事業者に該当しているか否かを確認できるものとします。

施行時期

条例の施行時期は、平成 26 年 4 月 1 日を予定しています。